

佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府行動計画（平成25年策定）が約10年ぶりに抜本改定（令和6年7月2日閣議決定）されたことを受け、佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年1月策定）の改定を行った。

計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に基づく新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。

計画の概要

- 政府行動計画の改定を踏まえ、**新型コロナ対応の経験を活かし、県独自の取組を含めて計画を抜本的に改定。**
- 感染症危機が発生した場合に感染の拡大を可能な限り抑制し、県民の命と健康を守り、県民生活や社会経済活動への影響が最小となることを目的として対策を講じる。
- 政府行動計画で定められた13の対策項目について、対策を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載。
 - ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬県民生活・県民経済
- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症の流行も念頭に、中長期的に複数の感染の波が来ることを想定。
- 状況の変化に応じた柔軟かつ機動的な対策の切替えを想定。

計画の対象となる感染症

新型インフルエンザ等とは

■ 新型インフルエンザ等感染症

- ・ 新型インフルエンザ
- ・ 再興型インフルエンザ
- ・ 新型コロナウイルス感染症
- ・ 再興型新型コロナウイルス感染症

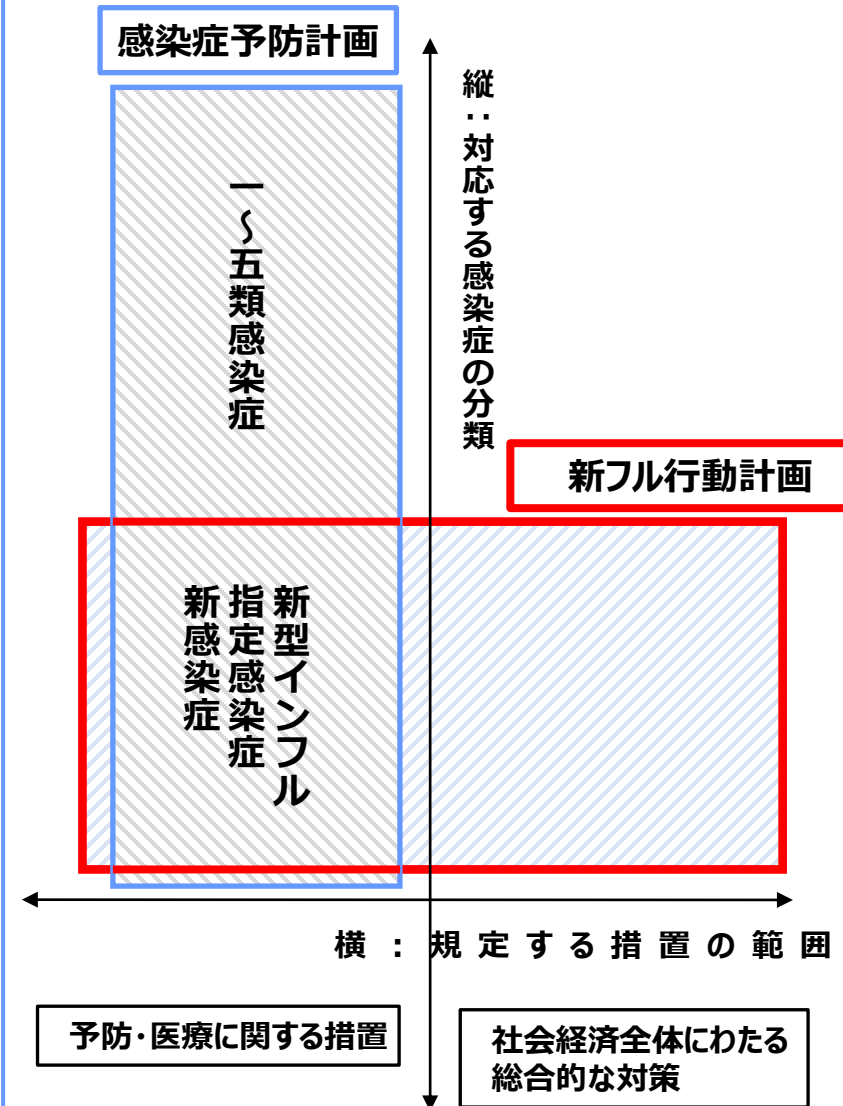
新型インフルエンザとは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであり、多くの人が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速にまん延し、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

■ 指定感染症

- ・ **既知の感染症**で、一類から三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症と同等の措置を講じなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ。
- ・ 病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。

■ 新感染症

- ・ 人から人に伝染する**未知の感染症**であって、重篤かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ。
- ・ 全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。



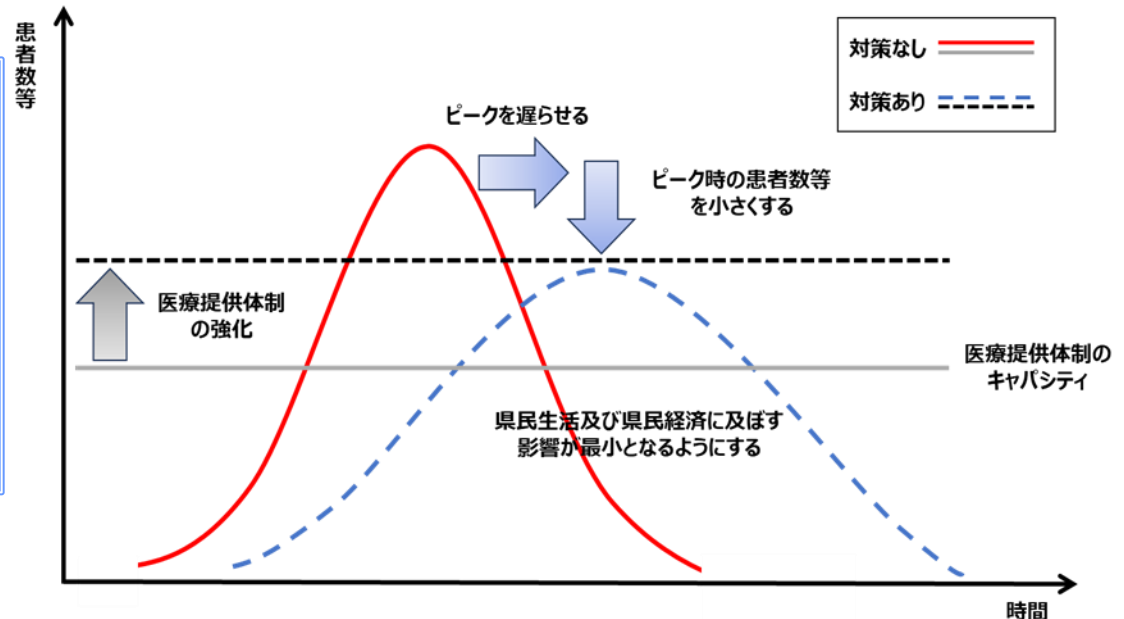
対策の基本的な考え方

県のミッション

- 県民の命と健康を守り、救急医療や通常診療を確保する。
 - ・ 確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制する。
- 発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する。
 - ・ 感染症の特徴、病原体の性状、流行の状況、地域の実情等を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性、県民生活・県民経済への影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定する。
 - ・ 県民の命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、業務縮小等による接触機会の抑制等の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行う。

県民による対策

- 県民一人ひとりが、感染予防・感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが重要。
- こまめな手洗いや換気、咳エチケット（適切なマスクの着用等）などの感染対策が基本



対策の時期ごとのシナリオ

準備期（疑い事例の発生前）

- 感染症の発生に備えた事前の準備

初動期（国内外で発生）

- 侵入や感染拡大のスピードを抑えるため、感染症の全体像をつかみ、柔軟かつ機動的に対応
 - ・ 政府対策本部が設置され、基本的対処方針が定められて実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。

対応期（国内で流行）

- 県民の命と健康を守り、救急医療や通常診療を確保するため、流行状況に応じたメリハリある対応

国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

国内で感染拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・ 感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ ワクチンや治療薬等の普及により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。

特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ ワクチン等により免疫の獲得が進み、病原体の変異により病原性や感染性等が低下し、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

新型インフルエンザ等に係る初動対応のタイムライン

<県内の体制整備>

段階	実施体制	相談対応等	検査体制	サーベイランス	医療体制
海外発生期	■情報連絡室の設置	■県民向けコールセンターの設置	■衛生薬業センターの備蓄試薬の確認	■国の検疫強化と連携し対応	■感染症指定医療機関24床での受入体制を確保
WHOによる国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態宣言	■県対策本部の設置(任意設置)	■偽・誤情報等のモニタリング開始	■感染研の検査マニュアル等に基づく事前検証	■国の症例定義を踏まえ疑似症サーベイランス開始	■医療機関へ情報提供、G-MISの確実な入力を要請 ■協定締結医療機関へ受入準備を要請 ■PPE備蓄状況を確認、必要に応じ配布検討
厚生労働大臣による発生公表	■県対策本部の設置(法定設置)	■相談体制の強化 ■発信情報の充実	■感染研からプライマー等の到着 ■PCR検査体制の整備完了	■早期、幅広い検査方針を確認	■協定締結医療機関の受入体制を確保・順次拡充
国内初発事例発生	■県対策本部会議の開催 ■本部及び保健所の体制拡充		■検査等措置協定締結機関等に準備を要請		■前広幅広い念のための検査で患者対応
県内初発事例発生	■BCP実施に向けた確認				■宿泊協定締結施設に準備を要請

<県内初発患者発生時>

時間	保健所対応	医療対応	検査対応	公表
0 hr	発熱相談			
1 hr		受診 検体採取		
2 hr			PCR検査	※PCR反応を6時間と仮定
8 hr	患者へ連絡 入院調整 積極的疫学調査		陽性判明	公表に向けた調整
9 hr	患者接触者の検査調整	入院受入・治療 検体採取		・本部会議 ・記者会見
10 hr			PCR検査	
16 hr			陽性判明	
※上記を繰り返し継続的に実施し、陽性者を早期に封じ込める				

対策推進のための役割分担①

国の役割

- 国際的な連携の確保
- 県や市町、指定（地方）公共機関の対策を支援
- ワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進
- 政府行動計画に基づき、対策の着実な実施
- 定期的な訓練等により、対策の点検及び改善に努める
- 発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進
- 国民等に対し、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有

県の役割

- 地域における医療提供体制の確保やまん延防止のため、基本的対処方針に基づき、的確に判断し対応
- 平時から、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養などの対応能力について、計画的に準備
 - ・ 県と医療機関等との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結
 - ・ 民間検査機関又は医療機関、宿泊事業者等との間で、検査等措置協定（検査措置協定、宿泊施設確保措置協定）を締結
- 有事の際は、迅速に体制を移行し対策を実施

対策推進のための役割分担②

市町の役割

- 住民に対するワクチンの接種や生活支援、要配慮者への支援について、基本的対処方針に基づき、対策を実施
- 県や近隣の市町と緊密に連携

医療機関等の役割

- 地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結
- 院内感染対策の研修、訓練、個人防護具等の確保等を推進
- 医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて対応
 - ・ 病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣

指定（地方）公共機関の役割

- 特措法に基づき、その業務について対策を実施する責務
- 相互に連携協力

県民等の役割

- 新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動など、対策に関する知識を得る
- こまめな手洗いや換気、咳エチケットなどの感染対策に努める
- マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄に努める
- 事業者は、職場における感染対策を行うことが求められる
 - ・ 発生時には、一部の事業縮小が必要な場合も想定、とくに多数の者が集まる事業は感染防止のための措置の徹底

第1部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と政府行動計画

- 第1章 新型コロナウイルス等対策特別措置法の意義等
- 第2章 佐賀県新型コロナウイルス等対策行動計画の策定及び改定

第2部 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針

- 第1章 新型コロナウイルス等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
- 第2章 新型コロナウイルス等対策の対策項目

新型コロナウイルス対応時の佐賀県独自の取組

- ・ 病床確保や入転院調整に取り組む「プロジェクトM」を創設
- ・ 全国トップレベルのワクチン接種スピードを実現
- ・ 独自の「医療環境を守るための非常警戒措置」を发出
- ・ 感染者発生届の「全数報告」を全国で最初に取りやめ
- ・ 県対策本部会議を動画配信するなど、徹底した情報発信

第3部 新型コロナウイルス等対策の各対策項目の考え方及び取組



盛り込む

- 第1章 実施体制
 - ・ 疑い事例発生で情報連絡室を設置、政府対策本部設置後直ちに県対策本部を設置
 - ・ コールセンター、医療支援、疫学分析などのチームを設置
- 第2章 情報収集・分析
 - ・ 流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に対策を切替え
- 第3章 サーベイランス
 - ・ 平時から感染症の発生動向を調査し、早期探知
 - ・ 有事のサーベイランス（入院、ゲノム等）を実施
- 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
 - ・ 県対策本部会議の動画発信、ウイルスボードによる感染状況の公表
 - ・ コールセンターの多言語対応、県ホームページに対話型AIを活用
- 第5章 水際対策
 - ・ 検疫所と有事に備えた訓練、検疫所の検査体制への協力
- 第6章 まん延防止
 - ・ 必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を要請
 - ・ 流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に対策を切り替え
- 第7章 ワクチン
 - ・ ワクチンの供給・接種体制の構築
 - ・ 離島住民への接種を検討
- 第8章 医療
 - ・ 救急医療や通常診療を確保するため、計画的な医療提供体制や宿泊療養体制などを整備
- 第9章 治療薬・治療法
 - ・ 安定的な供給が困難な場合は、医療機関等に対し必要に応じて配分（国備蓄分など）
- 第10章 検査
 - ・ 必要に応じて、民間検査機関に検査を要請
- 第11章 保健
 - ・ 保健所等の業務を一元化、外部委託による業務の効率化を推進
- 第12章 物資
 - ・ 必要な感染症対策物資を備蓄
 - ・ 感染症対策物資が不足する医療機関や高齢者施設等に対し必要に応じて配布
- 第13章 県民生活・県民経済
 - ・ 必要に応じて、影響を受けた事業者に対する適切な支援を検討

準備期

疑い事例の発生前

感染症の発生前に備えた事前の準備

訓練

感染症危機に迅速に対応できるよう、感染症専門人材を育成、医療機関等と訓練

情報収集

感染症発生を早期探知するため、平時から感染症の発生動向を情報収集

体制整備

有事に備えた検査体制を維持・強化するため、衛生薬業センター等の体制を整備

備蓄

安定供給が困難な場合に、必要に応じて配分できるよう、新型インフルエンザウイルス薬等を備蓄

初動期

国内外で発生

侵入や感染拡大のスピードを抑えるため、感染症の全体像をつかみ、柔軟かつ機動的に対応

情報収集・共有

国内外で疑い事例を把握した場合は、**情報連絡室**を設置し、感染症の発生状況等を情報収集・共有

対応方針の決定

国内での発生等を探知した場合は、**県対策本部**を設置し、情報を集約、分析の上、対応方針を決定

相談体制の構築

有症状者等からの相談に対応できるよう、コールセンターを設置

対応期

国内で流行

県民の命と健康を守り、救急医療や通常診療を確保するため、流行状況に応じたメリハリある対応

病床確保

「**プロジェクトM**」を立ち上げ病床確保や入転院調整に取り組む

ワクチン接種

大規模接種や**離島支援**など、機動的かつ柔軟にワクチン接種を推進

疫学分析

感染状況を分析（**C室**）し、その時々々の状況に応じたメリハリある対策を実施

情報提供

県対策本部会議の動画配信や、感染状況を日々公開し、県民の不安軽減、適切な判断・行動を促す

①実施体制

関係者間における情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、関係機関との連携体制を強化

時期

主な取組

準備期

- ・県、市町、指定（地方）公共機関及び医療機関は、発生に備えた実践的な訓練を実施、人材育成等の取組を推進
- ・県、市町及び指定（地方）公共機関は、県行動計画・市町行動計画及び業務計画を作成・変更
- ・県は、市町及び医療機関等に対する総合調整権限※を行使し、事前の体制整備や人材確保等を着実に準備
※感染症法（第63条の3）に基づく総合調整（感染症患者の入院勧告や入院措置など）

初動期

- ・県は、国内外で疑い事例を把握した場合は、情報連絡室を設置し、感染症の発生状況等を情報収集・共有
- ・県は、国内での発生等を探知した場合は、県対策本部を設置、情報を集約、共有及び分析し、対応方針を決定
- ・県及び市町は、人員体制を強化
- ・県は、市町、医療機関等に対し、必要に応じて、感染症法（第63条の3）に基づき総合調整
- ・県は、市町及び指定（地方）公共機関に対し、必要に応じて、特措法（第24条）に基づき総合調整

対応期

- ・県及び市町は、人員体制を強化
- ・県は、新型インフルエンザ等対策全般に係る業務を行う部署（新型コロナ対応での「プロジェクトM（医療提供体制に係る部署）」や「C室（疫学分析を行う部署）」を新たに設置する等により、体制を強化
- ・県は、必要に応じて、感染症法及び特措法に基づき総合調整
- ・県は、必要に応じて、他の都道府県への職員や医療関係者等の派遣・応援を要請
- ・市町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市町対策本部を設置

②情報収集・分析

感染症に関する情報の収集・分析、リスク評価を実施し、政策上の意思決定につなげる

時期

主な取組

準備期

- ・県は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備
- ・保健所は、衛生薬業センターとともに、感染症対策に必要な情報の収集、疫学的調査及び研究を実施
- ・衛生薬業センターは、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査、情報収集、分析及び公表を実施
- ・県は、DXを推進し、感染症法に基づく発生届等を電磁的方法により実施するよう努める

初動期

- ・県は、新たな感染症に係る国のリスク評価等を踏まえ、体制の整備に必要な準備を実施
- ・県は、国からの情報や対策について、関係機関に共有、県民等へ周知

対応期

- ・県は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、国内での発生状況等を分析し、包括的なリスク評価を実施
- ・県は、必要に応じて、県内外の大学等と連携し、情報収集・分析を実施
- ・県は、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直す
- ・県は、国からの情報や対策について、関係機関に共有、県民等へ周知

③サーベイランス

感染症サーベイランスの実施体制を整備、感染症の異常な発生を早期探知

時期

主な取組

準備期

- ・県は、平時から、急性呼吸器感染症について、患者の発生動向や入院患者の発生動向等を把握
- ・県は、国等と連携し、家きん等のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握、新型インフルエンザ等の発生を監視
- ・県は、感染症サーベイランスに係る人材を育成・確保

初動期

- ・県は、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）、病原体ゲノムサーベイランスなどの有事の感染症サーベイランスを開始
- ・県は、感染症サーベイランスから得られた情報を関係機関に共有、県民等へ周知

対応期

- ・県は、感染症サーベイランスから得られた情報を関係機関に共有、県民等へ周知
- ・県は、流行状況に応じたサーベイランスを実施（国の方針に基づいた全数把握から定点把握への移行等）
- ・県は、発生届の限定化が実施される場合は、新型コロナ対応における佐賀型フォローアップシステム（SFS）を参考に、必要な取組を実施（新型コロナ対応では、医療機関等の負担となっていた発生届の全数報告について、全国に先駆けて見直しを実施、県、医療機関、県民が少しずつ役割を分担することで、発生届の対象から外れる方にもこれまでどおりの必要な支援を行う佐賀型フォローアップシステム（SFS）を構築）

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

県民等とリスク情報を共有し、県民等が適切に判断・行動できるようにする

時期

主な取組

準備期

- ・県は、平時から、感染症に関する基本的な情報、発生状況、発生時に取るべき行動や対策等について、県民等へ周知
- ・保健所は、地域における総合的な感染症の情報発信拠点として対応
- ・県は、偏見・差別等に関する啓発や偽・誤情報に関する啓発を実施

初動期

- ・県は、県対策本部会議の動画配信や感染状況をまとめたボード等の活用等、県民等の行動変容に資する啓発・メッセージを発信
- ・県は、情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、理解しやすい内容で周知
- ・県は、県民向けコールセンター等を設置する等して、県民等との双方向のコミュニケーション体制を整備
- ・県は、県民等への情報提供に当たり、対話型AIチャットボット等を活用し、DXを推進
- ・県は、偏見・差別等に関する啓発や偽・誤情報に関する啓発を実施

対応期

- ・県は、初動期の対応を継続
- ・県は、病原体の性状等が明らかになった状況に応じて、県民等が適切に判断・行動できるよう、科学的根拠等に基づいた正確な情報を速やかに周知

⑤ 水際対策

国内への侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染症危機対応の準備時間を確保

時期

主な取組

準備期

- ・県は、平時から水際対策に係る訓練等を通じて、検疫所等と連携体制を構築
- ・県は、検疫法に基づく医療機関との協定締結や患者隔離を行う際の事前連絡体制を整備
- ・県は、検疫所からの検査依頼に可能な限り協力

初動期

- ・県は、検疫所から、入国者の健康状態の異状確認等の検疫法の通知を受けた場合は、居宅等待機者等に対して健康監視を実施
- ・県警察は、検疫実施空港・港等において、必要に応じた警戒活動等を実施
- ・県警察は、発生国・地域から到着する航空機・船舶に対する警戒活動等、沿岸部における警戒活動等を実施

対応期

- ・県は、初動期の対応を継続
- ・県は、感染症法に基づき、居宅等待機者等に対する健康監視を県に代わって実施するよう国へ要請
- ・県は、検疫所から患者等発見の情報提供を受けた場合は、患者の同行者の追跡調査その他必要と認める対応を実施

⑥まん延防止

まん延防止対策を講ずることにより、感染拡大のスピードやピークを抑制、患者数を抑制し医療ひっ迫を防ぐ

時期

主な取組

準備期

- ・県は、想定される対策の内容やその意義について県民等へ周知
- ・県、市町及び学校等は、こまめな手洗い、換気、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る
- ・県は、有事の対応等について、平時から県民等の理解促進を図る
- ・県は、病院、高齢者施設、学校等において感染症が発生又はまん延しないよう、適宜、専門家等の助言を受け、施設内感染に関する情報を施設の開設者等に提供

初動期

- ・県は、国と連携し、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める
- ・県は、保健所や衛生薬業センターに対し、健康危機対処計画に基づく対応の準備を指示
- ・県は、市町や指定（地方）公共機関に対し、市町行動計画や業務計画等に基づく対応の準備を要請

対応期

- ・県は、病原体の性状等に応じて対応を判断、県民生活や県民経済への影響を考慮しながら適切なまん延防止対策を講じる
- ・県は、特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高いと判断した場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討
- ・県は、県民等に対し、基本的な感染対策の他、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨、必要に応じてその徹底を要請
- ・県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置（事業者に対する営業時間の変更等）や緊急事態措置（多数の者が利用する施設の使用制限や停止等）の実施を国へ要請
- ・県は、まん延防止等重点措置の実施を国に要請してから決定がなされるまでの間、必要と判断した場合は、医療環境を守るための非常警戒措置（緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置対象地域との不要不急の往来自粛等）を実施

⑦ワクチン

県民の生命及び健康を保護し、県民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう、ワクチンの円滑な接種を推進

時期

主な取組

準備期

- ・県は、市町や卸売販売業者等と協議の上、ワクチンの供給体制（在庫状況等の迅速な把握、偏在時の在庫の融通方法、市町との連携・役割分担）を整備
- ・市町又は県は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制構築のための必要な検討を実施
- ・県及び市町は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性等の情報について、県民等へ周知し、県民等の理解促進を図る

初動期

- ・市町又は県は、国の方針に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等を確保
- ・県は、大規模接種会場の設置の要否や離島住民へのワクチン接種について検討
- ・県は、必要に応じて、医療関係者に対して協力を要請・指示

対応期

- ・県は、ワクチン接種に係る部署（新型コロナ対応での「ワクチン接種調整チーム」）を設置する等の体制を整備
- ・市町又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を実施、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、随時見直し、柔軟に対応
- ・市町又は県は、接種日程や会場等の情報や国からの情報について県民等へ周知
- ・県は、ワクチンやその副反応に関する県民等からの専門相談窓口を設置

健康被害を最小限にとどめ、県民の命と健康を守り、救急医療や通常診療を確保

時期

主な取組

準備期

- ・県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関等との間で医療措置協定等を締結、医療提供体制の目標値を設定
- ・県は、医療機関等に対する訓練や研修を実施
- ・医療機関等は、国や県等が開催する研修会に参加する等、感染症に関する最新の知識の習得や技術の向上に努める
- ・県は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等により、医療措置協定に基づく医療提供体制の整備状況等を把握

初動期

- ・県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保
- ・県は、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進める
- ・県は、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等のG-MISへの確実な入力を要請
- ・県は、有症状者等からの相談に対応できるよう、相談センターを整備
- ・県は、市町と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について県民等へ周知

対応期

- ・県は、医療支援チーム（新型コロナ対応での「プロジェクトM」）を設置する等により、医療提供体制を強化
- ・県は、取組を実施するに当たり、関係医療機関や県医師会等と緊密に連携するとともに、WEB会議等も活用し連携強化（新型コロナ対応では、入院患者の受入医療機関と定期的かつ必要に応じてWEB会議等を実施）
- ・県は、感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充
- ・県は、協定締結医療機関に対し、協定に基づき必要な医療を提供するよう要請
- ・県は、患者の療養先の振り分けや入院調整を実施（新型コロナ対応での「Mシステム」等を活用し、医療機関や保健所等と病床をリアルタイムで共有）
- ・県は、相談センターを24時間体制にするなど体制を強化、県民等へ周知
- ・県は、病床使用率が高くなってきた場合は、重症化リスクの高い患者を優先的に入院させ、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養体制を強化

⑨治療薬・治療法

健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、診断・治療に資する情報等を迅速に提供・共有

時期

主な取組

準備期

- ・県は、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄
- ・県は、医療機関等への情報提供・共有体制を整備

初動期

- ・県は、国等が示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等に情報提供・共有
- ・県は、医療機関や薬局に対し、治療薬の適切な使用を要請
- ・県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通備蓄分を含めた備蓄量を把握
- ・県は、医療機関に対し、必要に応じて、患者の同居者、医療従事者、救急隊員等への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を要請

対応期

- ・県は、初動期の対応を継続
- ・県は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、国から配分された治療薬を医療機関等に配分
- ・県は、治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の確保に努める
- ・県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量や流通・供給状況、患者の発生状況を踏まえ、必要に応じ、国に対して国備蓄分の配分を要請

⑩検査

迅速かつ的確な診断体制を構築、患者の早期発見・早期治療につなげ、感染状況を的確に把握し適切な対策につなげる

時期

主な取組

準備期

- ・県は、衛生薬業センターや検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制を整備
- ・県は、衛生薬業センター等の検査実施能力の確保状況を把握
- ・県は、衛生薬業センター等による検体・病原体の搬送に係る研修や訓練を通じて、検査体制の維持・強化に努める

初動期

- ・県は、衛生薬業センター等の検査実施能力の確保状況を確認、速やかに検査体制を立上げ
- ・国は、感染症の特徴、病原体の性状及び流行状況等を踏まえ、検体採取方法や検査対象者を決定

対応期

- ・県は、初動期の対応を継続
- ・県は、国の方針等を踏まえ、検査の実施範囲を判断
- ・県は、薬事承認された診断薬や検査機器等について、その使用方法とともに医療機関等へ周知

感染症危機時の中核となる保健所と衛生薬業センターが、有事にその機能を果たすことができる体制を整備

時期

主な取組

準備期

- ・県は、国や県の研修等を積極的に活用し、保健所や衛生薬業センターの人材育成に努める
- ・県は、保健所や衛生薬業センターを含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施
- ・県は、全庁的な訓練を実施、感染症危機への対応能力の向上を図る
- ・県は、連携協議会等を活用し、保健所、衛生薬業センター、市町、消防機関等の関係機関等との意見交換や必要な調整等を通じて連携を強化
- ・県は、市町や協定を締結した民間宿泊事業者等と連携し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築
- ・県、保健所及び衛生薬業センターは、感染症サーベイランスを活用し、流行状況を迅速に把握する体制を整備
- ・国、県及び保健所は、G-MISを活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況を把握

初動期

- ・県は、本庁からの応援職員の派遣、市町に対する派遣要請、IHEAT要員の要請等、人員の確保に向けた準備を進める
- ・県は、保健所業務について、必要に応じて一元化や外部委託する等、職員の負担軽減に取り組む
- ・県は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備

対応期

- ・県は、保健所の積極的疫学調査について、国の方針を踏まえつつ、感染状況に応じて調査対象や項目を見直す
- ・県は、集団感染（クラスター）が発生した場合には、感染拡大防止対策の指導・助言を実施、必要に応じて、佐賀県感染防止対策地域連携協議会（HICPAC-S）や関係医療機関と連携して対応
- ・県は、必要に応じて、本庁からの応援職員の派遣、市町に対する派遣要請、IHEAT要員の要請等を実施
- ・県は、保健所業務のひっ迫が見込まれる場合には、県での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める
- ・県は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化、外部委託等を検討

⑫物資

県民の命と健康を守るため、有事において医療や検査等が円滑に実施されるよう、必要な感染症対策物資等を確保

時期

主な取組

準備期

- ・県、市町及び指定（地方）公共機関は、県行動計画・市町行動計画及び業務計画に基づき、必要な感染症対策物資等を備蓄、定期的に備蓄状況等を確認
- ・県は、個人防護具を含む感染症対策物資等を計画的に備蓄するための必要な予算を確保
- ・協定締結医療機関は、予防計画に基づき、個人防護具を計画的に備蓄
- ・県は、G-MIS等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認

初動期

- ・県は、準備期の対応を継続
- ・県は、協定締結医療機関に対し、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認を要請
- ・県は、個人防護具が不足する医療機関等に対し、必要に応じて、県の備蓄分を配布

対応期

- ・県は、初動期の対応を継続
- ・県は、必要な物資及び資材が不足するときは、国に対して必要な対応を要請
- ・県は、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資について、所有者に対し売渡しを要請

県民生活及び県民経済の安定を確保するための体制及び環境を整備

時期

主な取組

準備期

- ・県は、市町や指定（地方）公共機関をはじめ、関係機関との間で情報共有体制を整備
- ・県及び市町は、支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備
- ・県は、指定（地方）公共機関における業務計画の策定を支援、状況を確認
- ・県、市町及び指定（地方）公共機関は、感染症対策物資等の他、必要な食料品や生活必需品等を備蓄
- ・県及び市町は、県民等に対し、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨

初動期

- ・県は、県民等に対し、生活関連物資等の適切な消費行動を呼びかけ
- ・県は、事業者に対し、買占め・売惜しみがないう、適切な行動を呼びかけ

対応期

- ・県は、初動期の対応を継続
- ・県、市町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県行動計画・市町行動計画及び業務計画に基づき、必要な措置を実施
- ・県及び市町は、国の方針を踏まえ、影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置やその他の必要な措置について、公平性にも留意し効果的に実施
- ・県及び市町は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように調査・監視、必要に応じて、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等を要請
- ・県及び市町は、心身への影響を考慮し、自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防（虚弱、老化の予防）、こどもの発達・発育に関する影響への対応等を実施
- ・県及び市町は、必要に応じて、教育及び学びの事業継続に必要な支援を実施